

答申書

第1 本件の経緯

本件の審査請求人は、目黒区情報公開条例第11条第1項に基づき、目黒区議会情報公開条例に基づく開示請求において、「どのような理由で区議会だけ電子申請を認めないのかを明確に書いた資料」についての行政情報の開示請求を行い、目黒区長（以下「実施機関」という。）の開示拒否決定につき、審査請求をしている。

本答申は、審査請求人からの審査請求について、実施機関が令和6年12月10日付目企広第6881号により行った諮問に対する当審査会の判断である。

なお、審査請求及び当審査会による審査の経緯は、以下のとおりである（期日は、その文書の日付であることを示す）。

令和6年8月6日 審査請求人が実施機関に対し、行政情報の開示を請求

同年8月9日 実施機関が審査請求人に対して開示拒否決定を通知

同年9月3日 審査請求人が上記決定につき実施機関（審査庁）に審査請求

同年9月27日 実施機関が実施機関（審査庁）に弁明書を提出

同年12月10日 実施機関（審査庁）が審査会に弁明書の写し等を添えて諮問

令和7年4月15日 本件諮問の審議

同年5月20日 本件諮問の審議

同年6月24日 本件諮問の審議

第2 当事者の主張

1 審査請求人の主張

審査請求人は、開示拒否の理由に納得がいかないため、本件処分の取消しを求め、審査請求を行う。

2 実施機関の主張（弁明書の要旨）

審査請求人より求められた情報は、区議会における手続きの考え方であり、目黒区議会情報公開条例（平成13年3月目黒区条例第3号）に基づく開示請求について、電子的方法による申請を可とするか否かは、区議会の権限により判断するものであるから、区長部局に本件行政情報は存在しない。

そのため、本件審査請求には理由がなく棄却されるべきである。

なお、本件開示請求がなされる以前に、処分庁は審査請求人からの問い合わせに対し、目黒区議会情報公開条例に基づく開示請求について、電子的方法による申請を可とするか否かは区議会の判断によるものであるから、区長部局には資料が存しないことを回答している。

また、区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員（以下「区長等」という。）に対しての行政情報開示請求が電子的な方法により可能であることとの差異については、区長等については目黒区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年12月目黒区条例第26号）により定めているところ、区議会においては同様の定めを置いていないことから生じるものである旨についても併せて回答している。

第3 審査会の判断

審査請求人は、「どのような理由で区議会だけ電子申請を認めないのかを明確に書いた資料」について、区長が文書不存在とした決定に対し、それを取消し改めて開示すべきことを求めている。

情報公開制度の下では行政情報は開示が原則であり、本件で問われている公文書の不存在に関していえば、対象文書の不存在の主張に合理的理由があるかどうかを検討する必要がある。

本件審査請求は、議決機関である区議会の文書を執行機関である区長に対し求めたものである。区議会と区長は対等で独立した別個の機関であり、区長は区議会の内部的な意思決定や手続きに関与する権限を有しない。区議会が電子申請を認めないと判断した場合、それに係る文書は区議会が作成し保有するため、区長がその文書を保有していないという意味で不存在であるとの主張には合理性がある。

なお、区議会に対する開示請求は年平均10件程度行われてきており、その状況は目黒区議会のホームページにも掲載されている。また、行政手続きのオンライン化は、平成14年制定の「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」（現「情報通信技術を活用した行政の推進に関する法律」）等に基づき推進されてきたが、議会はその対象から除外されていた。その後、令和6年に施行された地方自治法の一部改正による「地方議会に係る手続きのオンライン化」を受けて、目黒区議会でも令和7年4月1日より電子申請が可能となっている。

第4 審査会の結論

以上の理由により、本件審査請求には理由がなく、審査請求人の請求は棄却されるべきである。

以 上

2025年（令和7年）7月16日

目黒区情報公開・個人情報保護審査会

会 長 中島 徹
副会長 巻 美矢紀
委 員 江島 晶子